

令和元年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

E T F の約款変更に関するお知らせ

当社は、下記の E T F について、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ E T F 名称

1572_中国H株ブル2倍上場投信
1573_中国H株ベア上場投信
1568_T O P I Xブル2倍上場投信
1569_T O P I Xベア上場投信
1356_T O P I Xベア2倍上場投信
1579_日経平均ブル2倍上場投信
1580_日経平均ベア上場投信
1360_日経平均ベア2倍上場投信

○ 変更内容およびその理由

法令改正に伴い「信用リスク集中回避のための投資制限」を新設します。
変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

○ 投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行いません。

○ 変更の日程について

届出日 : 令和元年 11 月 20 日
実施日 : 令和元年 11 月 21 日

以上

別紙

中国H株ブル2倍上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針) 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. から 5. <略> 6. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針) 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. から 5. <略> 6. <新設></p>

中国H株ベア上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針) 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. から 5. <略> 6. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針) 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. から 5. <略> 6. <新設></p>

TOPIXブル2倍上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 5. <略></p> <p>6. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 5. <略></p> <p>6. <新設></p>

TOPIXベア上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 5. <略></p> <p>6. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 5. <略></p> <p>6. <新設></p>

TOPIXベア2倍上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行いません。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行いません。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <新設></p>

日経平均ブル2倍上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行いません。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行いません。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <新設></p>

日経平均ベア上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <新設></p>

日経平均ベア2倍上場投信
投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <u>一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u></p>	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。</p> <p>1. から 6. <略></p> <p>7. <新設></p>